

会 議 録

会議の名称	第3回東村山市地域福祉計画策定委員会				
開催日時	平成23年12月22日(木) 午後7時00分～9時00分				
開催場所	東村山市役所 いきいきプラザ2階 学習室				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(委員) 河津英彦委員・橋本洋子委員・中山文人委員・龍野乗子委員・山路憲夫委員・鈴木博之委員・小澤進委員・松尾美智夫委員・濱田勲委員</p> <p>(市事務局) 和田地域福祉推進課長・鈴木高齢介護課長・中島健康課長・野口子ども総務課長・地域福祉推進課鳥越主査・新井主査・障害支援課野崎課長補佐・障害支援課高橋係長。高齢介護課吉原係長・健康課菅野係長・子ども総務課空閑課長補佐</p> <p>●欠席者：遠藤てる委員・小杉真紗人委員・藤岡孝志委員</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由	/	傍聴者数	0名
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 議題</p> <p>(1) 個別計画(障害、高齢、健康)策定状況の報告</p> <p>(2) 地域福祉計画の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画策定に係る基本事項について(資料1) ・基本理念と基本目標について(資料2) ・重点施策について(資料3) <p>4 閉会</p>				
問い合わせ先	<p>健康福祉部地域福祉推進課計画担当</p> <p>担当者名 新井 泰徳</p> <p>電話番号 042-393-5111 (内線3183)</p> <p>ファックス番号 042-395-2131</p>				

会 議 経 過

3 議題

1) 個別計画（障害、高齢、健康）策定状況の報告

○事務局

（当日資料をもとに前回策定委員会からこれまでの経過を説明。その後、資料4～7をもとに個別計画の策定状況を報告）

○委員長

これまでの内容については、すでに各部会で議論されてきた内容ですが、ご質問等ありましたらお願いします。

○委員長

地域保健計画については18歳以上ということで年齢分けされており、かなりしっかりと策定されているようですが、子どもについての計画である次世代育成支援行動計画では健康についての記載はどの程度されているのでしょうか。

○事務局

従前は母子保健計画というものがあり、この計画は次世代の計画ができたことで、基本目標の一つに吸収された形になっています。これは、就学までの内容が中心となっており、就学以上の分野については次世代の計画にばらけた形で入っているため、地域保健計画のような形ではまとまっていない状況です。

○委員長

内容は分かりました。構成については各自治体の考え方によるかもしれませんが、やはり0歳から高齢者まで通した形で作成していただいた方が市民の方には分かりやすく、良いのではないかと思います。感想です。

○委員A

障害者福祉計画に、現行の計画にあるような体系図が挿入されていないため、パブリックコメントにあたっては作成をお願いします。

○事務局

パブリックコメント実施にあたっては体系図をつけさせていただきます。

○委員B

地域保健計画でのニーズ把握について伺います。高齢と障害の計画では相談機関につながってこない人へのフォローとして、それぞれ対策を掲げています。地域保健計画では様々な状態の方が対象となると思いますが、ニーズ把握についての取り組み、例えば検診を受けない方々に対する掘り起しの様な事はどのようなものがあるのでしょうか。

○事務局

地域保健計画の中では「保健推進委員会の活動」があります。これは東村山市の中

から健康の推進をするリーダーを集め、13町あわせて300名ほどが保健推進員として活動いただいております。その活動は非常に活発であり、一定の方向を市で示し、その方向に基づいて各町の地域事情を含めた連携をお願いしています。保健推進員活動は一定程度同じ方向を向いていますが、地域事情が加わってきますと、施設のありようや特性に合わせてそれぞれに若干の違いがでてきます。活動の中から住民の様々なニーズがあがってきますので、その内容を踏まえて推進しております。そのためポピュレーションアプローチの考え方で、地域でやる活動と市でやる活動の方向性を一つにして、情報提供しながら、ニーズを満たし、またニーズをいただき・・という循環型の活動を行っています。

2) 地域福祉計画の検討

- ・計画策定に係る基本事項について（資料1）

○事務局

（資料1の概要を説明）

本日いただきました意見についての取り扱いについて説明させていただきます。本日の意見をもとに事務局案を作成し、1月10日～24日のパブリックコメントを実施させていただきたいと考えています。事務局案についてはパブリックコメントの実施と同時期に各委員へ郵送させていただきます。

事務局案に対してご意見等ございましたら、1月24日までに事務局までお願いします。パブリックコメントでいただいた意見とあわせて、内容を再度整理し、次の部会や策定委員会での資料に反映させていただきます。

○委員長

まず1ページ目の文章について委員の皆さんからご意見をいただきたいと思えます。私の方から事務局へは、日本語の問題や、表現上の手直しなど、全体的に整理しなければならないところを伝えさせていただきました。

本文についてですが、「福祉施策の持続可能性」の要因は少子高齢化の加速だけではなく、インフラの整備が終わってしまい高度経済成長が望めない定常型社会であることもあるのではないのでしょうか。また、生活スタイルの変化にもいくつかの要因があるように感じます。例えば、人とのつながりが希薄になっていることでは、その裏返しとして、「個人の自由を認める社会になり、それぞれが相手との距離を置き、深く付き合わない」といったスタイルを認める社会になり、ある意味で言えば、必要以上に家庭機能の外部化が進みすぎているかもしれません。そういうことも考えるとやはり、生活スタイルの変化というのは経済の悪化だけではなく、国民としての意識の変化であるとか、様々なものが関わっているのではないのでしょうか。

委員の皆さまから忌憚なく意見を出していただき、最終的に事務局の方で、もう一度手直しをしていただきたいと思います。

○委員C

住民の健康意識の文章の中で、「高齢化の加速」の次に「若い世代の自殺の増加」という言葉が唐突に出てくることに違和感があります。例示する際に自殺だけを特記するのはどうでしょうか。表現を工夫していただけたらと思います。

○委員長

一つは、少子高齢化の加速は高齢化ではなく少子化によって加速されているという現状があります。年齢を重ねることは良いことですが、次の世代が生まれないので、分母が広がらず分子が大きく見えているという意味です。また、若い世代の自殺は生々しすぎるので、別の表現を考えていただければと思います。

○委員D

自殺で一番多いのは高齢者であり、どの世代でも問題となっていますので、あえて若い世代と記載する必要はなく、削るか別の表現にした方が良いのではないのでしょうか。

また、委員長の言われたことに基本的に異論はないのですが、持続可能性の問題に触れられましたが、これは基本的には少子高齢化が要因だと思います。すさまじい高齢化が社会保障の負担と給付のバランスを悪化させているという問題です。これはこの記載でよいと思いますが、他に分かりやすい付け加え方があるでしょうか。

○委員長

例えば、「これまでのような経済成長が望めない中で、高齢化に伴う社会保障費の増大等に対応するため」といったような併記はどうでしょうか。

○委員D

経済成長については、高度成長は望めませんが、いろいろな波があります。今はデフレ経済ですが2～3%の経済成長はありうる話ですから、そのような表記はどうでしょうか。

○委員E

文書表現の問題ですが、併記した方が主要因を一つに特定しないといった意味から、あたりが柔らかく読みやすくなると思います。例えば、「少子高齢化の加速と共に先行き不透明な・・・」といったようにです。

○委員長

私もかつての行政の立場から考えると、都道府県財政は景気の動向に大きく左右されるものであり、高度経済成長やバブルの時代は財政規模がどんどん増えて、いろいろな行政課題に対応できましたが、それがきわめて望みにくい時代になるということです。やはり財政の方が非常に厳しく、その中で、だまっけていても一兆円以上増えていく年金や医療や介護保険の費用があります。これを次の世代につけをまわさないためにどのようにしたら良いかというのが今の政治課題でもあるわけですが、高齢化を中心とした表記では、高齢の方としては違和感があることを考え、併記とする方が良いのかもしれない。

○委員E

景気という言い方ではなく、もう少しふさわしい表現を考えてみるとよいかもしれません。また高齢化という単語についてですが、第3段落で自殺と併記しているため、高齢化が悪いという印象になっていると思います。この印象は日本語表現で、

回避できる部分だと思いますので工夫していただければと思います。

○委員長

この辺りは、また事務局の方でよく検討いただければと思います。他には如何でしょうか。

○委員F

第3段落の所で、3行目の文章に健康意識の増進という言葉が2度使われ、文章の意味が分かりづらくなっているため整理されると読みやすくなると思います。

○委員長

事務局は整理をお願いします。現在1ページについてご意見を伺っていましたが、他のページについては如何でしょうか。

○委員D

第2章で地域福祉の現状として、平成23年までの人口が記載されていますが、計画なので将来予測についても記載すべきだと考えます。人口予測については様々な手法もあり可能だと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局

人口予測については現在入っておりません。高齢施策で人口推計を予定しておりますので、それに合わせて本項目に載せるか等を検討させていただきます。また、総合計画でも人口推計をしていますが、平成22年度時点の推計のため現在の高齢施策で使用している推計値とは異なっております。これらの数値について、どれを基準として使っていくかも含め、今後検討し、次回までに案を提示させていただきます。

○委員D

介護保険については当然高齢化率を予測して高齢者人口を定めていくこととなりますが、地域福祉計画の主旨からすると全人口の推計を載せていく必要があると思います。

○事務局

介護保険事業計画のなかで高齢者だけでなく総人口も含めた推計を予定しておりますので、これらの活用について検討させていただきます。

○委員長

推計の用意はあるが結果が出ていないということですね。

○委員E

次世代育成支援行動計画の策定時に人口推計を出しましたが、厚生労働省が示した複数の方式があり、それぞれで事務の煩雑さや誤差が異なってくるものと記憶しています。総合計画での人口推計においても何らかの方式で推計されていると思われませんが、地域福祉計画では総合計画と同じ方式で推計するのでしょうか。

○委員D

言われているのは高位推計、中位推計、低位推計のことではないでしょうか。だいたい中位推計がそうなるであろうという推計なのですが、少子化の予測が難しく大体外れてしまいます。そのため、そのような方法で推計するのが良いのか、また、厚生労働省で「国立社会保障・人口問題研究所」のような巨大なシンクタンクがおこなっているものと、市のレベルを比較すると準拠したものにならざるを得ない現状もあります。あれだけ精緻に予測しても外れてしまうわけですから難しい問題ですが、ある程度の予測はやっていく必要があると思います。

○委員長

委員のおっしゃる通り地域福祉計画である以上、全年齢を対象とした予測をすべきです。誤差が出れば出るほど計画値や予算に影響してしまうためある程度丁寧に行う必要がありますが、時間も限られています。事務局からなにかありますか。

○事務局

今回のご意見を参考にして、2月に予定している策定委員会にて一定の考えを示させていただきます。

○委員A

いくつか意見をお伝えします。1ページの計画策定の背景に、障害者に対する法的整備がされてきていることといった主旨の文章を入れていただきたいと思います。障害者に関する法律に関しては、(仮称)障害者総合福祉法の制定予定や、障害者の差別の廃止といった大きな目的を持った障害者基本法の改正、障害者虐待防止法の制定などの動きがあり、これらは大きな背景と考えています。また、この他にも障害者自身や親の高齢化に対して地域でどう支援していくのかといった問題も背景として考えられると思います。

7ページの人口の動向で、数字に関する注意書きはグラフではなく表の下に入れていただきたいと思います。

9ページの団塊の世代や第2次ベビーブームの表現は、現在の点線の表記ではグラフと重なり見づらいので、表記の工夫をお願いします。

12ページの第3段落で、「第4次総合計画前期実施計画の着実な推進」とあります。これを行うことで地域福祉計画が推進されるのだと思われそうですが、総合計画の実施計画と地域福祉計画のつながりが見えないため、そのあたりを文章の中で表現いただければと思います。

13ページの地図ですが、地図上の記号に表に番号が入った方が分かりやすいのではないのでしょうか。上から順に番号を付け、表との整合を取りやすくするなどです。

○委員長

貴重なご意見をいただきました。ご指摘いただいた表などの部分については直していただき、文章については表現を工夫していただければと思います。財政の部分では地域福祉計画と行財政改革大綱等とのからみが分かりづらいかもかもしれません。

○委員E

地図についての反対意見ですが、図に番号を付けると二重の表記になり、かえって分かりづらいのではないのでしょうか。

○事務局

地図の表記については、一度コンサルタントと表記の仕方を相談し、わかりやすいほうで作成させていただきます。

○委員長

時間の関係もありますので、お気づきの点がありましたら事務局に直接お伝えください。

・基本理念と基本目標について（資料2）

○委員長

引き続き資料2について進めていきます。まず1ページ目の基本理念についての文書について何かお気づきの点はございますか。

○委員E

基本理念で「認めあい、つなぎあい、支えあう」という言葉は全て「あい」という他動詞がついていますが、認めると支えるというのは主体と客体を直接結び付ける動詞なのですが、つなぐという言葉は、主体が複数の客体を結びつけるのであって、主体が客体と結びつくではありません。つまり、もし使うのであれば「つながりあう」の方が適正なのではないでしょうか。ここだけ自動詞にするのは変かもしれませんが、そうしないと意味が通じないのではないのでしょうか。語呂が多少良くないかもしれませんが、その後の文章でも「つながっていく」等の使い方をしていきますし、どうでしょうか。

○委員長

このことについて事務局からどうでしょうか。

○事務局

「つなぎあい」に決定してきた経過として、これまでの会議の中でその意味合いや語呂も含めてご議論いただきました。その上で個別の部会や各所での検討を進めてきた経過もございますので、基本理念を変更することについてはこの場ですぐに回答できませんので持ち帰らせていただいでよろしいでしょうか。

○委員F

前回までで決定された内容ですから変更は難しいかもしれませんね。

○委員長

ここを決定するときには違和感も含めて議論があったところですが、文法的な問題も含めて、すでにお示ししてきた内容ではありますが、中身そのものが変わるという意味合いではありませんので、市の内部で再度協議をいただければと思います。

○委員長

それでは資料2の全体をとおしてご意見がありましたらお願いします。

○委員G

障害者施策について、聴覚障害者に対しては手話通訳派遣事業だけでなく、他のコミュニケーション事業等は検討されているのでしょうか。例えば高齢者の問題では、老人ホームで聴覚障害の人が一人ですと、周りとのコミュニケーションが難しいといった問題など様々なものがあります。他の地域であるような、聴覚障害者である高齢者だけを集めてデイサービスを実施するなどの施策などを東村山市でも実施頂けると嬉しいと思います。

○事務局

資料2の中では地域福祉の施策について全体的なものを記載し、さらに詳細な施策としては、障害者の部会でご検討いただくこととなります。本日のいただいた意見も踏まえながら、策定委員会及び専門部会での検討を進めさせていただきます。

○委員F

3ページについて、施策の方向1つめの「お互いを認め合う社会への推進」について、障害のある人への理解の促進としてノーマライゼーションとありますが、ノーマライゼーションの考え方はもっと広いものかと思われますので、文書表現を検討いただければと思います。

次に、施策の方向2つめの「個性を尊重し可能性を伸ばす環境の整備」ですが、最初に「障害児教育の充実等」について記載されていますが、文書のつながりを考えますと、3つめにある「豊かな子ども時代」を最初に持ってきた方が、しっくりくるのではないのでしょうか。

○委員長

ご指摘をいただきましたが、ノーマライゼーションは社会福祉の方法論であり、もとは施設についての処遇が本来の生活からかけ離れているといった批判からきています。また、ご意見にあったとおり、理解の促進は障害のある方だけではなく、もっと全体で理解していくというものです。そのため、障害のある人への理解の促進だけを取り上げることや、ノーマライゼーションの考え方へのつながりについて、再度検討いただきたいと思います。

○委員B

1ページで「自助・共助・公助」という言葉があり、ここでいう共助というのは地域での支え合いを言っているのだと思います。使い方としてどちらが正しいかわからないですが、最近の厚生労働省では、「共助」は社会保険を指し、「互助」の方が地域の支え合いという使い方をしていきます。これを踏まえると、この表現はどのようなのでしょうか。

また、全体の流れとして、法的なもので補えないものは全て地域の支え合いでカバーしようというようになっています。国でもそのような考え方ですが、最終的な地域住民の生活にだれが責任を持つのかということ、やはり行政ではないかと思えます。そのような内容をどこかに書き込んだ方が良いかと思えます。

○委員長

私も同じように感じ、事務局には申し上げたところでした。「自助・共助・公助」

については、代表的な考え方では、社会保障全体で考えると「公助は税金、共助は社会保険、自助は自ら」というものです。要するにお金の出所が「受益者負担で払うか、社会保険で支え合うか、税金でやるか」という3つになります。これとは別に地域福祉の考えで、共助の部分を地域福祉というものがありますが、ここであえて「自助・共助・公助」を出さなくてもよいのではないかと思います。

それから、先ほど委員がおっしゃったように地方分権や地域福祉というものの裏側には財政負担の縮小という問題があります。本音では財政負担を減らしたい、あるいは民間企業がビジネスチャンスとして社会福祉に参入したい、そういった考え方と本来の地域福祉や地方分権ということが、たまたま時代的にセットで来てしまっているため、非常に分かりづらくなっていると思います。

これらのことから、以前にも委員会で話に出ましたが、行政は行政でやることをしっかりやった上で、その上で市民や地域の団体がやれることをやっていくということになるのだと思います。それは本来行政がやることの他に、上乘せや横出しもあるでしょうし、行政と共にやることでもう少し温かみのある施策ができること等があると思います。例えば、介護保険制度ではケアマネジャーさんが保険制度のほかに、家族がここはカバーするとか、この部分はボランティアさんがカバーする等を考えることがあります。同様に子どもや障害の施策についても行政だけでなく、家族やボランティアにより、全体としてのサービスをよくできるような考え方があるように思います。このあたりも踏まえ、少し文章を修正した方が良いと思います。

○委員D

根本的な話ですから、議論が必要だと思います。このあたりの話の整理については、本来もう少し時間をかけて議論すべきであり、今の段階でやるにはあまりにも重い話ではあります。ただ、方向としては、フォーマルなサービスでは支えきれないということは事実としてあります。かといって、自助の部分、インフォーマルサポートの部分をしっかりやっていくというのは、我々の部会でも議論していますが、そう簡単な話でもありません。

しかし、すさまじい高齢化により、なんとかしないと支え切れないのも事実です。財源も人材もあきらかに限りがある中で、今のままではもう限界ですが、真剣な議論が行われていないというような状況でもあります。このような中、地域包括ケア体制の構築を来年度からスタートするという話になり、これを受けて高齢者部会でも議論を行っています。

いずれにしても、行政と市民が手をつないでやっていくしかないというのはその通りだと思いますし、そのニュアンスは出さざるを得ないと思います。

○委員C

文章が「地域福祉とは」という言葉から始まっていますが、最初の段落で行政がどうするかということが全然なく、次の段落で「お互いが自身の問題として理解し合い、行政のみならず」と、突如「行政」がでてきています。最初の段落で「行政と市民が一体となってやってく」といったような文章を入れていただいた方が、しっくりくるかと思います。

○委員長

このあたりは多く意見が出てきましたので、事務局の方で修正案の作成をお願いします。他にご意見はございますか。

○委員H

7ページの安心・安全なまちづくりの推進では要援護者の支援体制について記載されていますが、これについて詳細な内容を知りたいと読み進めていきますと、資料3の重点施策の方につながってくると思います。このつながりについては、7ページの中に「どこを参照してください」といったような表現を入れた方が読みやすくなるため、お願いします。このほかにも、同じような部分があるかと思しますので、あわせて修正をお願いします。

○委員長

資料1～3は、最終的にはどういう形で計画書になるのでしょうか。

○事務局

基本的にはこのままつなげる形になります。資料2と資料3のつながりについては、分かりやすくなるよう修正させていただきます。

○委員E

6ページの最後で、「こんにちは赤ちゃん事業」という特定の事業が記載されていることについて、二つの意見をお伝えします。一つは、なぜこの事業だけ記載しているのかということです。いろいろな団体が地域ごとに事業を実施していますが（子育て祭りや乳幼児のひろば等）、それを促進させるという表現とした方が良いのではないのでしょうか。二つ目として、先ほどの考えの反面となりますが、「こんにちは赤ちゃん」事業自体が、「地域と家庭をつなげる事業なのだろうか」ということです。基本目標2あたりで代替できるのならば入れなくてもよいのではないかと思います。

○委員長

おっしゃるとおりで、この事業は児童虐待をいかに早く発見できるかの切り札として厚生労働省がアメリカの事業を導入したもののなので、結果として「虐待にならない子育てのため、地域とつないでいく」ことになるかもしれませんが、はじめから地域とつなぐための事業ではありません。ちょっと例示としては適切ではないような感じを受けます。

○委員C

5ページの保健・福祉に対する意識の向上の中で、「3師会」という表記についても分かりづらいため、適切に書いていただいた方が良いと思います。

○委員長

他にもあるかもしれませんが、時間が厳しいため、他にご意見がありましたら、後ほど事務局へご連絡をお願いします。

・重点施策について（資料3）

○委員長

資料3では重点施策が記載されています。それぞれの施策については各部会でご議論いただいてきた内容かと思えます。これらについてご意見をいただきたいと思えます。

1 ページ目についてご意見はありますか。

○委員E

エリアについては、従前「7エリアに向けて、当面4エリア」と言ってきたものが5に変わるということです。これについては、高齢等のエリアに合わせた5エリアで一番まとまりがつかないのであれば、合わせても構わないのではないかというような議論でした。エリアを分けることにより現場では細かいことはいろいろ起こると思いますが、それについては次第に解消されていくと思えます。

○委員長

1 ページについて、市民と行政については形がありますが、地域には実態がないため、「地域団体」など表現を補った方が良いかと思えます。

○委員長

今まで議論してこなかったかもしれませんが、障害や高齢といったような「状態で分けている」ことについて、もう少し横串をさすような工夫ができる部分があるのではないかと思います。例えば保育所や学童等ではその中で囲ってしまっている感じがあり、中高生のボランティアといったような一部の施策のみで多世代交流が行われています。地域では子どもと高齢者が生活していますが、昭和20~30年代は子どもが圧倒的に多く、地域で群れて遊んでいました。現在は高齢者と子供をあわせると同じような形ですが、圧倒的に高齢者が多い状況です。子どもは地域で遊んでおらず学童や塾に行っており、地域で群れて遊んでいる姿はあまり見られません。高齢者の方は地域にたくさんいらっしゃいますが、例えば高齢者の方がふらっと学童等に遊びに行くといったことはできません。保育所も学校も学童も単体で動いているような形があります。私も年を取ってみて、孫と触れ合うだけで幸せな気持ちになることもありますし、やはりもう少し、危険だからと言って囲わず、学校の校庭で子どもたちの姿を見たり、時には声掛けしたりするような交流ができないかなと思います。あるいはいきいきサロンなどで高齢者だけが集まるのではなく、別の世代の方と一緒に何かできないかなということもあります。例えば高齢者と障害者が一緒になって歌を歌うなどです。障害者の中に若い方がいると一緒に歌うのが楽しいと思われる方もいらっしゃると思えます。

そのような意味で、協働のあり方といった分野ではないかもしれませんが、枠を超えた交流・協力というようなことが、全体の精神として入ってほしいと思えました。

○委員D

良い考えで、是非やってもらいたいと思えます。ただ、このあたりは市もある程度意識されておられて、本町地区に世代間交流ができるよう高齢者施設と保育園を一緒に作ったり、白梅学園が引き受けているころころの森で世代間交流コーディ

ネーター養成講座により人材育成をやったりという動きがあることも事実です。ですが、そういう場がなかなか無いといった問題があります。これについては介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画合同会議の中でも話したばかりですが、居場所づくりが非常に大事だということです。いろいろな世代が集える場所をどのように作っていくのかという問題は、対象者がまたがっているため、それぞれの部会では議論が十分尽くされてない所ですので、何らかの形で盛り込んでもらいたいと思います。

○委員長

計画が別々のため、縦割りになりがちですから、このような内容も重点施策としても一つ入れるなど工夫が必要かと思えます。さて、2ページ目については、高齢部会でも議論があったようですが如何でしょうか。

○委員D

結果としてはあまり進まなかったのですが、今回の計画における一つの大きな柱として「地域包括ケア体制づくり」を介護保険法の改正に伴い来年度からスタートすることになりました。その中で総合相談窓口を設置することについて、私も言い続け、賛同していただける方も多かったため、地域包括ケア体制検討会の中で議論を進めてきました。総合相談窓口については、地域で在宅生活していく場合には、医療と介護のセットの話になります。介護については介護保険の保険者が市ですから、相談を受けられる体制がありますが、医療も含めた総合相談窓口がないという課題があります。ややこしい病気にかかった時にどうすればいいのか、急性期の病院から退院してきた時に在宅医療と介護を含めた支援をどうやってもらえばいいのか等について、医師会や地域の中核病院も巻き込んで議論しようということで、今回の検討会では、開業医代表のような方と、老健と特養をお持ちの緑風会の院長とMSWにきていただき話し合いましたが、結論としてはなかなかうまくいきませんでした。国立市等の一部の地域では多少は始まっていますが、やはり組織として医師会を巻き込んだ議論をしていく必要があると思えます。

地域福祉計画では総合相談窓口を6年前と同様に盛り込んでありますが、具体的に進めないと、本当に絵に描いた餅になってしまいます。仕組みづくりを計画に掲げるだけではなく、やっていくような具体的な取り組みをお願いしたいと思います。

○委員長

3ページ目についてご意見はありますか。

○委員A

要援護者支援全体計画については、市の地域防災計画の一環で策定されたのであるため、計画自体を障害者部会で詰めたものではありませんが、このような計画があることについては障害者部会で確認し、議論してきました。

今回の震災では障害者が避難所を転々とせざるを得なかった等の多くの問題が出てきました。障害者部会としては、事前の名簿作成や避難所について等、このような形で支援計画があることは、障害者が適切な援護をしていただけるということにつながるため、是非進めていただきたいという考えです。

○委員C

民生委員をしております、その中でも話がありました。具体的に大変かなということはありますが、最後の文書で「必ずしも責任を伴うものではありません」という一文が、少しストレートすぎる気がします。

○事務局

策定の中でこのような一文を表記してほしいというご意見をいただいたための文章となっております。ですが、ストレートすぎる表現につきましては修正させていただきます。

○委員H

手上げ方式の台帳というものは、いつごろできる予定ですか。

○事務局

地域防災計画の策定と合わせ、年度末頃に要援護者支援全体計画を作成し、それから周知・情報収集・台帳作成となるため、完成は来年度の中ごろ以降になるかと思われませんが、今後の要援護者支援全体計画の策定状況により大きく変更されることもあり得ます。

○委員H

まだ時間はかかりそうですね。先ほど委員から諏訪町の見守りボランティアという話がありましたが、個人情報保護の問題で情報が無い中ボランティアを続けている状況です。民生委員の方はある程度情報をお持ちかもしれませんが、災害時には支援を行うのはかなり難しいと思います。自治会等ではこのようなデータを早くもらって、個人情報の保護を適正に行った上で利用していきたいというのが実態だと思います。宜しくお願いします。

○委員C

関係団体に自治会長と入っていますが、これは全部の自治会に了解・連絡は行っているのでしょうか。

○事務局

願いの文章は送付しておりますが、自治会については反対される方と賛同される方が分かれており、賛同いただいた自治会のみで協定を結んでいただくことを想定しております。他自治体でも5割未満の自治体が協定を結んでいただいていると伺っています。

○委員長

題名ですが、「要援護者」のみですと社会福祉の領域では生活保護受給者等すべてを含むため、「災害要援護者」等にさせていただく方が適切かと思えます。

○委員B

資料3「地域福祉の重点施策」というのは、個別計画の重点的な施策を集めたものなのでしょうか。

○事務局

重点施策については複数の計画にまたがる施策から、地域福祉計画として重視していくものをまとめたものになります。

○委員長

本日は時間がなくて申し訳ありません。終わるにあたって、このままでは終わりがらいので事務局から見とおしをお願いします。

○事務局

本日は多くのご議論ありがとうございました。また、時間が十分に取れず申し訳ありませんでした。本日のご意見をもとに事務局の方でパブリックコメント案を作成いたしますが、他所管と調整が必要なものなど、日程の都合でパブリックコメントに修正が間に合わないものもございます。それらについては、パブリックコメントでの意見を踏まえた修正と合わせて、次回、2月下旬の策定委員会にてお示しさせていただきますのでご了承ください。

○委員長

以上で本日の議題を終了いたします。

以上